

令和4年12月26日  
302会議室

令和4年第24回  
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

## 令和4年第24回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和4年12月26日(月)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時04分

2 場 所 302会議室

3 出席者

教育長 栗原 寛

教育委員 石本 一弘 伊藤 憲春

小林 章子 小柳 郁美

署名委員 石本 一弘

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 齋藤 真志

教育総務課長 小林 直弘

学校施設建替担当課長 鈴木 信貴

学務課長 杉浦 丘美

指導課長 佐藤 達哉

主任指導主事 寺田 良太

統括指導主事 片山 伸哉

教育支援課長 鈴木 峰宏

学校給食課長 青木 勇

生涯学習推進センター長 庄司 康洋

図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 笹原 康司 柏崎 彩花

## 案 件

### 1 報告

- (1) 立川第七中学校体育館の復旧について
- (2) 季節性インフルエンザに係る登校許可の運用変更について
- (3) 立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更について
- (4) 施設予約システム（窓口業務用端末）の休止について

### 2 その他

令和4年第24回立川市教育委員会定例会議事日程

令和4年12月26日

302会議室

1 報告

- (1) 立川第七中学校体育館の復旧について
- (2) 季節性インフルエンザに係る登校許可の運用変更について
- (3) 立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更について
- (4) 施設予約システム（窓口業務用端末）の休止について

2 その他

---

### ◎開会の辞

○栗原教育長 ただいまから、令和4年第24回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに、議席の指定を行います。教育委員会の議席は、立川市教育委員会会議規則第5条の規定により、教育長が指定することとなっておりますので、現在お座りになっている議席を指定いたします。

次に、署名委員に石本委員、お願いいたします。

○石本委員 承知しました。

○栗原教育長 審議に入る前にご報告いたします。

前任の嶋田委員は12月24日をもって任期満了となり、退任されました。後任として、小柳委員が12月20日に議会の同意を得て、本日、立川市長から辞令交付を受け就任されました。なお、任期は12月25日から4年間となっております。

次に、議事内容の確認を行います。

本日は、報告4件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に出席者の確認を行います。齋藤教育部長、お願いいたします。

○齋藤教育部長 本日第24回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学校施設建替担当課長、学務課長、指導課長、寺田主任指導主事、片山統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長、以上でございます。

---

### ◎報 告

#### (1) 立川第七中学校体育館の復旧について

○栗原教育長 初めに、1報告(1)立川第七中学校体育館の復旧について、に入ります。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 立川第七中学校体育館の復旧について、ご報告いたします。

本体育館については、早期の復旧を図り、教育活動及び地域活動等への影響を最小限とするため、本年8月の令和4年第2回市議会臨時会、9月の令和4年第3回市議会定例会、今月の令和4年第4回市議会定例会において、新体育館の設計や現体育館の解体工事等の復旧経費に関する補正予算を順次議決いただき、現在、設計及びリースに係る受注者と契約し、現体育館の解体並びに新体育館及び仮設体育館の建設の設計に向けた調査等を行っております。

1ページ目のスケジュールの表の下から3段目になりますが、新体育館については、設計と工事を約2年間かけて行い、令和6年度の2学期からの新体育館の供用開始に向け、この復旧事業を進めていっているところでございます。

ページをお開きいただきまして、2ページ目の配置図をご覧ください。新体育館については、現体育館と同じ場所に建設し、仮設体育館については、プール南側のバスケットボール

コートの上に建設する予定でございます。

続きまして、3ページ目をご覧ください。新体育館の設計を検討するに当たり、生徒の意見を参考にするため、こちらの生徒アンケートを実施したほか、1ページ目のスケジュールにお戻りいただきまして、表の一番下になりますが、今後保護者や近隣住民等を対象とした説明会について、現体育館の解体工事、仮設体育館の建設の工事前の実施し、解体及び建設方法や工事車両の通行経路等について説明を行うとともに、新体育館の建設に係る意見聴取を行ってまいります。

また、こちらのスケジュール表には記載してございませんが、立川第七中学校の今年度の卒業式については、令和5年3月16日木曜日に泉市民体育館にて、来年度の入学式については、令和5年4月7日金曜日に昭島市の市民会館でありますKOTORIホールで実施いたします。

今後も、立川第七中学校の教育活動への影響が可能な限り少なくなるよう支援するとともに、本体育館の早期の復旧に向けて努めてまいります。

報告は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 まず、お尋ねしたいんですけれども、表によると仮設体育館は令和5年度の10月からリース開始で、新体育館については令和6年度の2学期から供用開始となっておりますけれども、やはり10月からです。まずお尋ねしたいのは、これは9月スタートというのは無理なんでしょうか。

○栗原教育長 小林教育総務課長、お願いいたします。

○小林教育総務課長 そうですね、2学期からの供用開始が一番かとは思いますが、このスケジュールについても、非常にタイトなスケジュールとなっております、現段階での最短期でのスケジュールとなりますと、やはり仮設体育館のリース開始、新体育館の供用開始ともに10月頃を予定しているというようなところでございます。

以上でございます。

○栗原教育長 石本委員、お願いいたします。

○石本委員 恐らくそういうことなんだろうなと思いますけれども、可能な限り、そういうご努力をしていただくと有り難いなと思います。

あわせて、地域の皆さんに多大なご迷惑もおかけすることになると思うので、どうぞ説明会等には丁寧なご説明をお願いしたいなというふうに思います。

あわせてお伺いします。3ページになるんですけれども、子どもたちに意見などを聞いていただくことは、とても有り難いなというふうに感謝しております。できれば、この1番から5番まで全てかなえていただきたいなという思いであります。よろしくお願いいたします。

○栗原教育長 今のはご意見ということでよろしいでしょうか。

○石本委員 はい。

○栗原教育長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 意見なんですけれども、やはり、今石本委員がおっしゃったように、アンケートなんですけれども、生徒にアンケートを取る、しかも2つまで選択ということは、その中の上位2つを優先的に採用するみたいなイメージになってしまうんですけれども、本当に今おっしゃったように、全部必要なことなんじゃないかなと思うので、できる限りよいものは全て取り入れたものにしていただきたいというふうに思いました。

あとは、仮設ではありますけれども、体育館が使えるということは、子どもたちにとってはとてもよいことだと思います。ほかのところに借りに行ったりということは大変ですので、これはとてもよかったなというふうに思いました。

以上です。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 1つ質問なんですけれども、今、七中は体育館が使えない状態だと思うんですけれども、リース開始が令和5年10月ということは、その間は、七中のお子さんたちは体育館を使えない、校庭しか使えないということで合っていますでしょうか。

○栗原教育長 小林教育総務課長、お願いします。

○小林教育総務課長 この火災が発生したのは6月30日でした。6月30日以降現在まで、これからも使えないような状況ですが、1学期はプール授業と校庭での授業という形でやっておりまして、2学期以降は校庭を使用したり、または校舎の中を一部改修を行いまして、例えば柔道の授業とか、そういったところは教室内で行っているというところで、きちんと履修しなければ、勉強しなければいけない教育課程については、きちんと子どもたちも勉強しているようなところでございます。

以上でございます。

○栗原教育長 小柳委員、どうぞ。

○小柳委員 その間は、どこかの体育館にバスで行って体育をやるとか、そういったことはしないでもできるもの、校庭と中の改修したところだけで体育をやるといいますか。

○栗原教育長 小林教育総務課長、お願いします。

○小林教育総務課長 授業時間中にどこかの、例えば、近隣の西砂小なり松中小とか、ほかの中学校とかに移動してというのが、やっぱり時間的に難しい部分と、そのほかの学校も同時に授業をやっておりますので、なかなか別の体育館でというのは難しい部分があります。

ただ、部活ですと、近隣の西砂小や松中小、またほかの中学校にも、先生が引率するというふうな形になるんですが、そこでバスケットボール部ですとか、そういったところの部活動の活動は行っているところでございます。

以上でございます。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ないようでございます。

これで、1報告(1)立川第七中学校体育館の復旧について、の報告及び質疑を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (2) 季節性インフルエンザに係る登校許可の運用変更について

○栗原教育長 続きまして、報告(2)季節性インフルエンザに係る登校許可の運用変更について、に入ります。

杉浦学務課長、説明をお願いいたします。

○杉浦学務課長 学務課より、季節性インフルエンザに係る登校許可の運用変更について、ご説明をさせていただきます。

これまで、季節性インフルエンザに感染した児童・生徒の登校許可の取扱いについては、医師からの罹患・治癒証明(登校許可)書を求めておりましたけれども、本年11月4日付で厚労省より「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮」という文書が発出されまして、新型コロナウイルス感染症と同様、医療機関が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないことに変更をしたいと考えております。

この変更については、学校長や養護教諭に相談することから始まり、同様の対応が必要となる保育園を所管する保育課とも調整を図り、学校保健会を通じて立川市医師会のご意見を聞いた上で、変更を決定したところでございます。

今後は、保護者が記載するインフルエンザ登校届を基に登校を許可します。確認する内容としましては、発熱日から5日を経過し、かつ解熱日から2日を経過したというのが、保護者が確認する内容となり、この書面を学校へ提出いただくこととなります。

変更時期は、令和5年1月、3学期が始まった時点と考えております。年内に学校へ通知をしまして、新年度、学校から保護者へ周知を図って、この運用で進めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

○栗原教育長 説明、ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 インフルエンザもコロナウイルスもかかりやすいということで、本当に気をつけなければいけない状況なんですけれども、ここで、登校許可は医師からの書面は要らないということですが、やっぱりこれは、結局自主判断というか、ご家庭の判断によることになると思います。一応、発熱から5日、解熱から2日というふうな基準はありますけれども、それ

を本当に判断するのはご家庭かと思しますので、その基準をご家庭のほうに十分に伝えて、徹底していただきたいと思えます。

また、学級閉鎖になるような状況が、どんどん広まっていくというのは避けたいですので、ご家庭に基準をしっかりとお伝えいただけたらというふうに思えます。

○栗原教育長 杉浦学務課長、お願いします。

○杉浦学務課長 ありがとうございます。内科医の先生も、おっしゃられたとおりその後の感染を非常に心配されていたということもありまして、この届けをつくるに当たって、裏面に、いつ解熱をして何日たったというのが相応の形で分かりやすいものをお示しするような形にしたいというふうに考えておりまして、それを見て、保護者が、いつなら登校できるというのが分かりやすいような周知に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 すみません、ここに用紙がなかったものですからお尋ねするんですけども、今後届けを保護者が出す際、当然保護者の署名欄があると思うんですけども、印鑑等を求めるのでしょうか、不要なんですか。

○栗原教育長 杉浦学務課長、お願いいたします。

○杉浦学務課長 基本的には、保護者の自筆のものであれば印鑑を求めない形で、今、それが市の中でもスタンダードになっておりますので、そのような形で現在作業を進めているところです。

以上です。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 今、保護者の方もお忙しいので、やっぱり子どもを連れて医院に行って、許可を求めてということが省かれることはいいことであるなというふうに思っております。

やっぱりこれができるのは、少なくとも、学校保健会という組織があるのは立川だけだからなんですね。普通は、それぞれの学校に学校保健委員会というのがありまして、例えば、内科医であるとか耳鼻科医であるとか、医師と歯科医師、それから給食の担当とか、それから学校長、副校長というような方々でそういう委員会をやって、各校でばらばらな決定がなされていて、それをやりなさいというのが東京都の指示だったんですけども、立川の場合には、例えば、この学校ではこういう形でいいんだけど、この学校では駄目だというような形になってしまうのがよくないということで、学校における医療関係は、学校保健会という1つの組織でまとめて、全部を判断をしようというような形になっております。とても細かいところまでやったださるいい組織であるなと思っております。逆に言うと、こういうようなことが立川市全域で行うことができるというふうに思っておりますので、学校保健会と主によくお話をさせていただければ、よろしいのではないかなというふうに思っております。

す。やっぱり保護者の負担は少し軽くなるのではないかなと思っております。

以上でございます。

○栗原教育長 杉浦学務課長、お願いします。

○杉浦学務課長 市全体で同じような対応をぜひ進めていきたいところですが、国の通知が出た段階で、近隣市の状況も聞き取りを行いまして、既にこういった保護者からの届けとされている市も半分ぐらいありましたし、また、この通知をもって、ここで修正を行うという市も大半でありまして、全体的にはみんな廃止をする方向でということなので、同じような方向になったなと思っております。

以上です。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 伊藤委員と同じで、医療機関の証明書をもらわないということは、すごく保護者にとってはいいんですけども、発熱日から5日を経過して、解熱日から2日というのをちゃんと保護者が守ってくれるのかというのは気になりました。保護者が決めていいわけですよね。保護者のインフルエンザ登校届を基に登校して、どこか別の学校でクラスターが発生したとか、そういった事例はないんでしょうか。ちょっとそれが気になりました。

○栗原教育長 杉浦学務課長、お願いいたします。

○杉浦学務課長 ご心配のお気持ちはよく分かりますが、この運用でクラスターが発生したかどうかというのは、他市のほうもそこまで把握はしていないんですけども、学校のほうでも、この届けが出てきたときに、何日頃に罹患したものなのか等々は確認することとなりますので、どのような状況だったら登校ができるタイミングになるのか、その辺はきちんと周知をしまいたいというふうに考えております。

以上です。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ないようでございます。

これで、1報告(2)季節性インフルエンザに係る登校許可の運用変更について、の報告及び質疑を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (3) 立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更について

○栗原教育長 続きまして、報告(3)立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更について、に入ります。

庄司生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 それでは、立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更について、生涯学習推進センターから報告いたします。

この様式を共用する市長部局の産業文化スポーツ部、スポーツ振興課所管の規則を改正するタイミングに合わせまして、私どもも改正するものでございます。生涯学習推進センター所管分の立川市地域学習館条例施行規則の第6号様式につきまして、資料のとおり改正したいということでございます。

この改正についてでございますが、押印欄が増え、一見しますと、押印廃止の方向と逆行するように見えると思います。しかしながら、これは、減免をする場合には、金銭の授受と同様に記名指印又は署名により、申請の真正性を担保し、これを証拠保存しておくことが望ましいということになります。立川市に立川市行政手続等の見直し方針というのがございます。こちらに基づいた対応でございます。スポーツ振興課所管の規則を、令和5年1月1日に改正することから、併せまして改正するものでございます。

なお、改正後の様式は、令和5年1月1日から使用することとし、この改正の前に調達された帳票で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができるといたします。要は、今までの様式も、押印欄を増やすことによって、それが使えるというものといたします。

簡単ではございますが、規則の様式の改正について、以上となります。

○栗原教育長 説明、ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ないようでございます。

これで、1報告(3)立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更について、の報告及び質疑を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (4) 施設予約システム(窓口業務用端末)の休止について

○栗原教育長 続きまして、報告(4)施設予約システム(窓口業務用端末)の休止について、に入ります。

庄司生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 それでは、施設予約システム(窓口業務用端末)の休止について、生涯学習推進センターより報告いたします。

本件につきましては、毎年行っております本庁舎の自家用電気工作物の年次点検による庁内サーバーの停止により、期間中は対象施設で、これから説明します手続が行えなくなるものでございます。

休止の期間は、令和5年2月23日木曜日、天皇誕生日でございます。時間としては、午前9時から午後6時頃までとなっております。

休止の内容でございますが、地域学習館6館、子ども未来センター、たましんRISURUホール(立川市民会館)、立川市泉市民体育館、柴崎市民体育館及び屋外体育施設、この大きな

4つのグループで、各種申請手続きができなくなるものでございます。

理由としては、令和2年度10月から11月にかけて、窓口の業務用端末を本庁ネットワークと統合したため、年に1回行われる本庁舎の自家用電気工作物の年次点検により、市役所のサーバーが停止いたします。また、これとつながっておりますので、各施設の職員が使用する事務室内の窓口業務用端末の使用ができなくなるものでございます。

なお、各施設に設置しております、市民が利用する利用者端末や利用者が自宅のパソコンや携帯電話などから行う施設予約は、通常どおり利用が可能です。一見すると、市民の方には影響がないものでございます。

これは、市役所の回線を通してございません。業者のクラウドサーバーを使ってございますので、こういったことが可能です。あくまでも市の職員側のほうで手続するものでございます。

周知方法でございます。大きく4つの方法で周知をさせていただきます。「広報たちかわ」1月25日号及び2月10日号、2つ目、市ホームページに掲載、3つ目、施設予約システムトップ画面にお知らせを掲示、4つ目、対象となる施設について周知文を掲示いたします。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明、ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 確認なんですけれども、申請は、個人でスマホとか携帯とかでできますよね。あと、施設に置いてあるパソコンとかはできますよね。今回は、職員の皆さんが使うパソコンが使えないということで、それは、市民が自分で申込みができない場合に、窓口でお願いするときのことを言っているのでしょうか。

○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長、お願いします。

○庄司生涯学習推進センター長 おっしゃるとおりでございます。市側のほうで、予約の手続をお願いされるようなことがございます。そういった操作ができませんので、予約をしたことはできるんですが、例えば、本予約を市の職員がやったりすることはできませんので、また別の機会でやるということでございます。基本的には、各施設にあるものについては、利用者が使える状態にはなっておりますので、ある一部の手続ができないということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○栗原教育長 小林委員、お願いいたします。

○小林委員 そうしますと、現状は、個人で申込みを、申請をするというケースと、それから職員の方をお願いするというケースがあるわけですよね。その割合というのは、どのぐらいなのでしょうか。

○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長、お願いします。

○庄司生涯学習推進センター長 実際、数字は持ってございませんが、まず、皆様方がスマー

トフォンなり施設にある端末から予約することは、結構もうございます。ただ、仮予約したものを本予約する、例えば、お金を支払ったりとか、そういったことができませんので、その部分の業務の割合がどれぐらいなのかというのは分かりませんが、手続が一部できないということをご理解いただきたいと思ひまして、そこはしっかり周知していきたいと思ひつています。

割合的には少ないかと思ひますが、周知が大事だというふうにお思ひつております。

以上でございます。

○栗原教育長 小林委員、お願いします。

○小林委員 今、周知とおっしゃいましたけれども、ここに4つ載つていますが、つい最近、私、立川市とLINE友達になりまして、SNSでもLINEとかツイッターとかインスタとかありますけれども、それを使つてゐる方は自分で申込みができるからということだと思ひますけれども、そちらの周知を入れていないのは、どういふ理由かなと、大丈夫なのかなというふうにお思ひました。

○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長、お願いします。

○庄司生涯学習推進センター長 こちらに記載がございませぬが、ツイッターでの周知はもう可能な状況でございます。LINEでも可能だと思ひますので、対応できるものであれば、すぐ取りかかつていきたいと思ひます。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 すみませぬ、お尋ねです。裏を見て、子ども未来センターの業務用端末が2台になっておりますけれども、多機能の子ども未来センターで、業務用端末が2台で十分なんでしょうか。ちょっとお伺ひしたくて、質問いたします。

○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長、お願いします。

○庄司生涯学習推進センター長 子ども未来センターの端末ということでございます。

入つて右側に窓口があつて、そのカウンターに2台置いてあるかと思ひます。現状、この2台が足りないという報告は、所管課のほうからは特に聞いてございませぬ。私ども、このシステムの取りまとめを担当させていただいてゐるということで、今回ご提案させていただいてゐるところでございますけれども、確かに大規模な施設でございますけれども、所管課のほうからはそういった要望がございませぬので、今のところは特に問題は生じていないというふうにお理解しているところでございます。

以上でございます。

○栗原教育長 よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 この一覧表を私も見せていただいて、女性総合センター(アイム)、私も使つたことはあるんですけれども、休止になる施設の中にアイムが入つていないんですが、アイムは

使えるということなんでしょうか。

○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長、お願いします。

○庄司生涯学習推進センター長 アイムは、この日は休館日でございますので、除外をしてございます。

○栗原教育長 少し繰り返しになりますけれども、一番大きいのは、やはり施設の本予約がないということだと思います。仮予約をした上で、15日以内に本予約をしないと、その仮予約自体が取り消されてしまうという部分ですが、そこで本予約ができないということです。この日ができないのであれば、1日期間を延長したりとかということになると思いますが、そこが一番のネックとなりますので、仮予約している方には、少し余裕を持って本予約の手続をしていただく等の周知を図っていきたいというふうに思いました。

ほか、よろしいでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ないようでございます。

これで、1報告(4)施設予約システム(窓口業務用端末)の休止について、の報告及び質疑を終了いたします。

○栗原教育長 次に、その他に入ります。

その他はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 その他はないようでございます。

---

#### ◎閉会の辞

○栗原教育長 それでは次回の日程を確認いたします。次回、令和5年第1回定例会は、令和5年1月13日金曜日、13時から210会議室で開催いたします。

これをもちまして、令和4年第24回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時04分

署名委員

.....

教育長